

別冊

社団法人宮城県林業公社 改革プラン

社団法人宮城県林業公社改革プランの概要

1 会社の概要

- 社員及び出資金 48 社員, 115,300 千円 (宮城県 100,000 千円)
- 分収林経営面積 9,291ha
- 借入金

		長期借入金 (平成21年度末)	
164 億円	内訳	県	11.5 億円 (元金) : 無利子
		公庫	4.9 億円 (元金) : 元金に対する利子 約27.3 億円

2 課題

- 公社借入金残高は、公庫元利償還金が県貸付金に振り替わることにより累増していくが、将来的には借入金の償還が危ぶまれる。
- 公社の平成21年度末資産は17,086百万円であり、そのうち森林資産は簿価で16,344百万円となっている。また、正味財産は513百万円である。しかし、時価評価した場合は簿価を下回り、債務超過となる可能性がある。債務超過額によっては、新法人への移行は厳しいものとなる。
- 第三セクター等の抜本的改革や新法人への移行には独立した経営が求められる。しかし、収支を試算すると、主・間伐収入だけでは収支バランスが取れず、運営補助金や借入金が必要となり、自立した森林経営は望めない。
- 長期収支を試算すると、平成18年度から最終の平成93年度までの収支が162億円の赤字となる。収支均衡を図るには平成19年の山元立木価格2,871円/m³が5倍の14,500円/m³まで回復する必要がある。

3 改革の道筋

- 目標

林業公社の存廃を含めた抜本的な見直しを平成22年度中に行い、平成25年度までに林業公社は新法人へ移行又は解散する。

- 趣旨

- (1) 有利子の借入金を原資とする森林経営の分収林収益事業モデルは破綻しつつある。
- (2) 公益法人制度改革による新法人への移行期限と地方公共団体財政健全化法の施行による第三セクター等改革支援の特例措置(改革推進債)の期限が平成25年まで。
- (3) 新法人への移行に伴う森林の時価評価が求められている。そのため全国統一の森林資産評価基準を平成22年度内に作成することとしており、その適用により、公社の資産債務状況が改めて評価されること。
- (4) 債務問題等に対する国の、今以上の支援策は当面期待できないこと。

- スケジュール

平成22年度

「宮城県林業公社の在り方検討会」の設置及び「見直し方針」の作成

平成23年度から24年度

見直し方針に沿って新法人移行若しくは解散のため、関係者・関係機関調整、

手続き準備

平成25年度

新法人移行(11月末まで)若しくは解散手続き

- 改革のポイント

- ① 県民負担の軽減, ② 森林の持続的管理, ③ 情報の公開

社団法人宮城県林業公社改革プラン

～平成25年に向けて改革スタート～

平成22年8月

農林水産部

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・	1
第 1 林業会社の概要と現状		
1 経緯	・ ・ ・ ・	2
2 組織概要	・ ・ ・ ・	2
3 事業内容	・ ・ ・ ・	3
4 債務の状況	・ ・ ・ ・	5
5 果たしてきた役割	・ ・ ・ ・	6
第 2 課題		
1 累積債務	・ ・ ・ ・	7
2 資産評価	・ ・ ・ ・	7
3 公社経営	・ ・ ・ ・	8
4 長期収支見込み	・ ・ ・ ・	8
第 3 公社、県のこれまでの経営改善等		
1 公社による取組	・ ・ ・ ・	9
2 県による取組	・ ・ ・ ・	9
第 4 改革の道筋		
1 目標工程	・ ・ ・ ・	1 1
2 スケジュール	・ ・ ・ ・	1 2
3 推進体制	・ ・ ・ ・	1 2
4 改革のポイント	・ ・ ・ ・	1 2
5 想定される改革案	・ ・ ・ ・	1 3
社団法人宮城県林業公社改革の道筋(イメージ)	・ ・ ・ ・	1 6

はじめに

社団法人宮城県林業公社は、森林造成事業を行い、県土の保全、水資源のかん養及び自然環境の保全を図り、もって農山村の振興と県民福祉の向上に寄与することを目的とし、県主導の下に県、市町村及び林業団体が出資して昭和41年に設立された公益法人である。

公社は設立以来、「宮城県造林長期計画」に基づき、3期にわたる平成17年度までの「分収造林事業計画」を進め、9,000ヘクタールを超える森林造成を達成した。その間、森林の保育管理や路網の整備に努め、本県森林資源の充実に大きく貢献してきた。現在は平成24年度からの主伐期を控え、平成18年度から27年度までの第一期分収林経営計画を策定し、森林造成・保育期から主伐期への移行期間に当たっている。

しかしながら、借入金を原資とする構造的な累積債務を抱える中、第一期分収林経営計画の中で明らかとなったように、木材価格の長期低落と生産費の高騰により、分収林事業の長期収支見込みでは赤字となるおそれが高くなっている。また、主伐期を迎えても債務を償還しながら単年度毎の収支均衡を図っていくことは極めて困難な見通しになっている。

公社としても取り巻く環境の変化や長期収支見込み等を踏まえ、収入の増大と支出の削減の両面から、分収割合、施業体系、業務、組織体制等の見直しや金利負担低減策など経営改善に取り組んでいるが、累積債務の解消は公社独自の取組には限界がある。

一方、県における第一期公社等外郭団体改革計画で公社は「業務の縮小を行う団体」とされたことから、公社では新規造林を凍結し、また施設管理受託事業を廃止した。第二期計画では「当面の存続」「経営改善を働きかける団体」とされ、公社では給与・報酬カットなどを始め、不断のさらなる経営改善に取り組んでいる。

さらに、平成20年4月に「地方公共団体財政健全化法」が施行され、総務省通知「第三セクター等の改革について」に基づき経営検討委員会の検討結果を踏まえた「改革プラン」の策定が県に求められた。そこで平成21年9月から「宮城県公社等外郭団体経営評価委員会」による公社の審議が行われ、12月に委員会意見として取りまとめられたことから、県として委員会意見を踏まえた改革プランを作成したものである。

今回の改革プランに求められるものは存廃を含む抜本の見直しであり、速度感を持ちつつも、精確かつ慎重に進める必要があることから、本プランを平成25年までの改革のロードマップと位置付けし、具体的な公社の見直し方針作成に速やかに着手するものである。

第 1 社団法人宮城県林業公社の概要と現状

1 経緯

宮城県では戦後の荒廃した県土の復旧のため、昭和23年以降、計画的に造林を進めてきたが、さらに昭和37年に至って、国の拡大造林政策に基づく森林資源の造成、水資源かん養のために「宮城県造林長期計画」を立て、昭和60年度の造林率60%を目標とした。

しかし、時は高度経済成長期に入り、労賃の高騰もあり、個人による造林意欲は次第に停滞し、計画的な造林推進が危ぶまれることとなった。また、昭和35年度には国の分収造林制度(官行造林)が廃止され、市町村、県の財政状況もひっ迫していたため、新たな森林造成機関が求められた。

これに応じて、官行造林、県行造林に代わり、公庫融資の活用が可能な新しい分収造林機関の役割を担うべく、県主導の下、他府県とほぼ期を一にして民法に基づく公益法人として、昭和41年6月23日に社団法人宮城県林業公社が設立された。

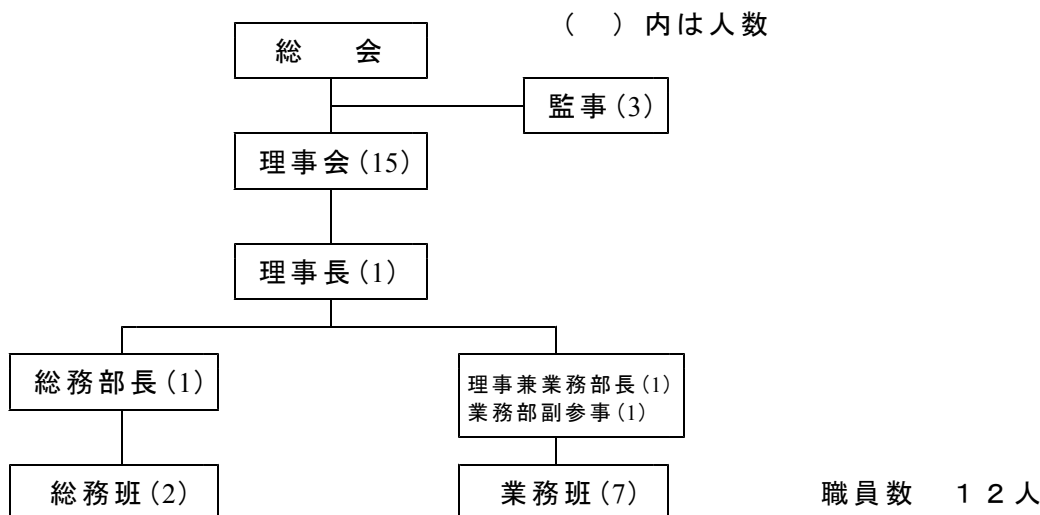
設立以来3期にわたり分収造林事業計画を策定し、計画的な造林を実施して、9,291ヘクタールの森林造成を達成した。また、一時は県民の森等の県の野外レクリエーション施設管理を受託していたが、指定管理者制度の発足もあり、平成20年度で取りやめている。現在は主に分収造林事業と県有林管理受託事業の2事業を行っている。

2 組織概要

(1) 社員及び出資金(平成22年3月末現在)

宮城県	1社員	100,000千円(出資比率86.7%)
市町村	23社員	9,900千円
財産区	2社員	200千円
林業団体	22社員	5,200千円
合計	48社員	115,300千円

(2) 組織(平成22年4月1日現在)

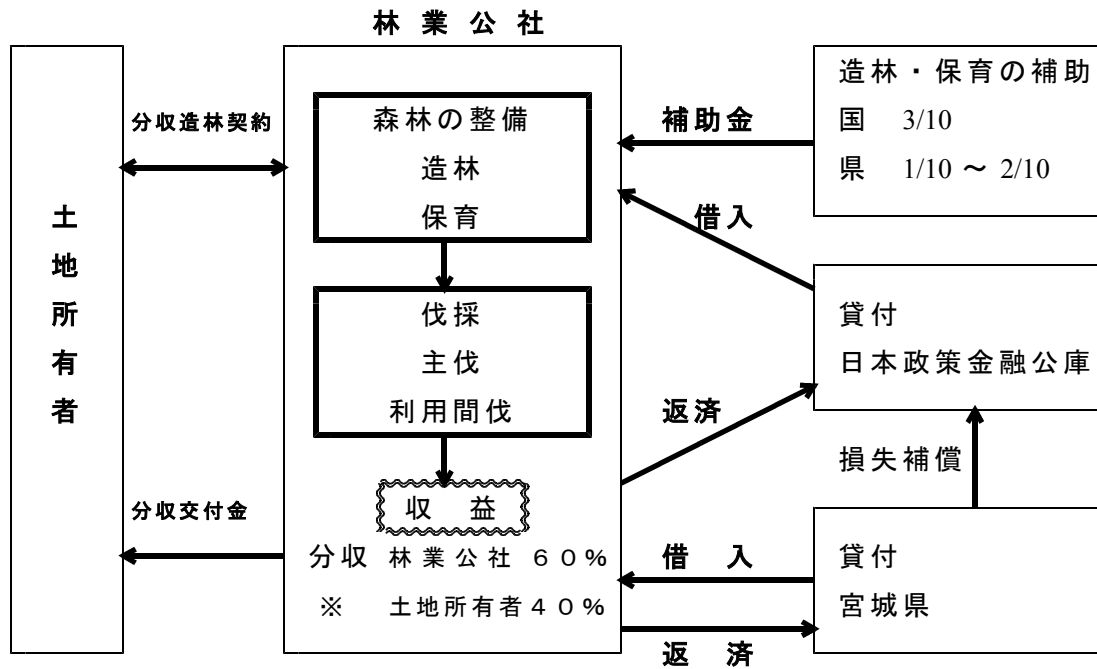


3 事業内容

(1) 事業体系

公社は日本政策金融公庫と県からの借入金及び造林補助金を活用して、地上権設定契約(50～80年)した私有林や市町村有林に造林し、契約期間満了まで保育管理を行う。期間満了時に森林を伐採し、収益を公社(60%)と土地所有者(40%)で分収する。公社は収益金で借入金を返済し、伐採跡地は返地する。土地所有者は分収交付金を利用して伐採跡地へ再造林する。

分収造林事業模式図



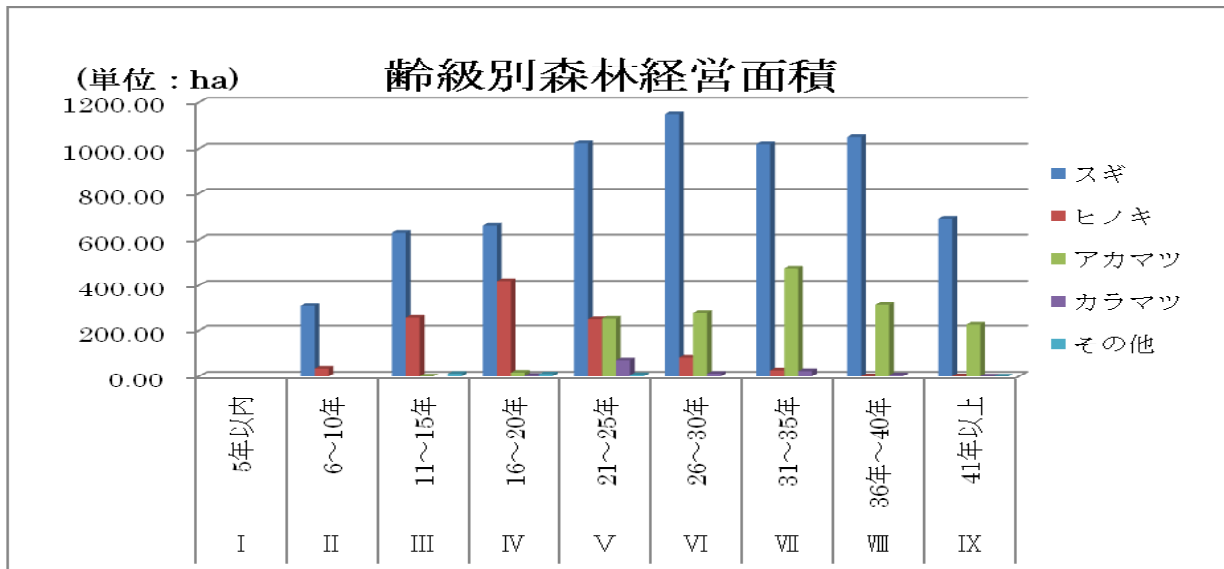
※平成10年度以降は、公社分の割合をこれまでの6割から7割に引き上げ

(2) 経営面積

齢級別面積(平成22年3月末現在)

単位: ha

齢級	林 齢	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他	計	構成比
I	5年以内							0.00%
II	6～10年	309.20	34.78				343.98	3.70%
III	11～15年	628.55	253.91	0.30		11.80	894.56	9.63%
IV	16～20年	658.81	419.10	16.74	3.00	10.10	1,107.75	11.92%
V	21～25年	1,022.94	247.72	249.56	69.95	6.00	1,596.17	17.18%
VI	26～30年	1,149.47	81.13	277.77	12.33		1,520.70	16.37%
VII	31～35年	1,018.42	26.51	473.34	23.31		1,541.58	16.59%
VIII	36～40年	1,048.92	0.50	313.72	5.75		1,368.89	14.73%
IX	41年以上	691.31	1.27	224.68	0.37	0.14	917.77	9.88%
合 計		6,527.62	1,064.92	1,556.11	114.71	28.04	9,291.40	100.00%



(3) 平成21年度分収林事業実績

① 保育事業及び附帯事業

事業区分		事業量	事業費	備考
保育事業	下刈	47.86 ha	5,488,350 円	利用間伐(23.41ha)を含む
	間伐	311.59 ha	50,515,500 円	
間伐	192.72 ha	41,176,800 円		
小 計		552.17 ha	97,180,650 円	
附帯事業	基幹作業道開設	8,000 m	106,000,000 円	簡易作業路開設
	作業路開設	10,909 m	12,280,800 円	
	作業路補修	6,107 m	6,438,600 円	進入禁止ゲート
	作業路刈払	92,990 m	2,496,900 円	
	歩道整備	3,900 m	67,725 円	
	標識等設置	7基	782,250 円	
森林被害地調査費	1,094.86 ha	6,310,500 円		
小 計			144,784,897 円	
合 計			241,965,547 円	

② 間伐材販売 ※20年度繰越事業1.81ha分を含む

面積	材積	販売金額	販売経費	公社受領額
25.29 ha	2,090 m ³	20,639,208 円	6,554,721 円	14,084,487 円

(4) 平成21年度受託事業実績

事業名	事業費	備考
県有林業務受託事業	38,632,650円	県森林整備課
森林公益機能回復モデル事業	924,000円	〃
県有林立木調査(間伐等)業務	2,406,600円	〃
合計	41,963,250円	

(5) 平成21年度収支

	区分	決算額	備考
収入の部	事業活動収入	383,626,673円	
	投資活動収入	51,764,621円	
	財務活動収入	247,287,000円	県貸付金
	合計	682,678,294円	
支出の部	事業活動支出	546,356,192円	
	投資活動支出	23,991,428円	
	財務活動支出	112,158,525円	長期借入金返済
	合計	682,506,145円	
当期収支差額		172,149円	

4 債務の状況 (平成22年3月末現在)

借入先	借入金額	利率	備考
宮城県	11,487,448千円	無利子	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年の借入89億円は27年据置 60年償還 ほかは60年据置き一括償還 平成40年度から償還開始
日本政策金融公庫	4,915,275千円	0~6.3%	<ul style="list-style-type: none"> 30~50年償還(据置期間20~35年を含む) 今後支払予定利息 27億3,395万円 県損失補償
合計	16,402,723千円		

5 果たしてきた役割

公社は設立以来44年間で計画的に県下に9,291ヘクタールの森林を造成してきた。これは県の造林長期計画の進捗に大きな役割を果たし、現在の私有林の森林資源の充実に大きく貢献をしている。また、事業実施を通して森林組合等の林業事業者や苗木生産者の育成・発展、それらにつながる多くの雇用創出など、農山村地域の振興に寄与してきた。

造成された森林は、県土の保全や水資源のかん養、さらには喫緊の課題である地球温暖化対策としての二酸化炭素の吸収・固定など多面的な公益的機能も発揮しており、その評価額は年間約225億円と試算されている。

さらに昭和61年度からは県有林管理業務を受託し、公社有林と合わせて、私有林人工林の13%に当たる約2万ヘクタールの人工林を管理し、公的森林管理機関としての役割を果たしている。

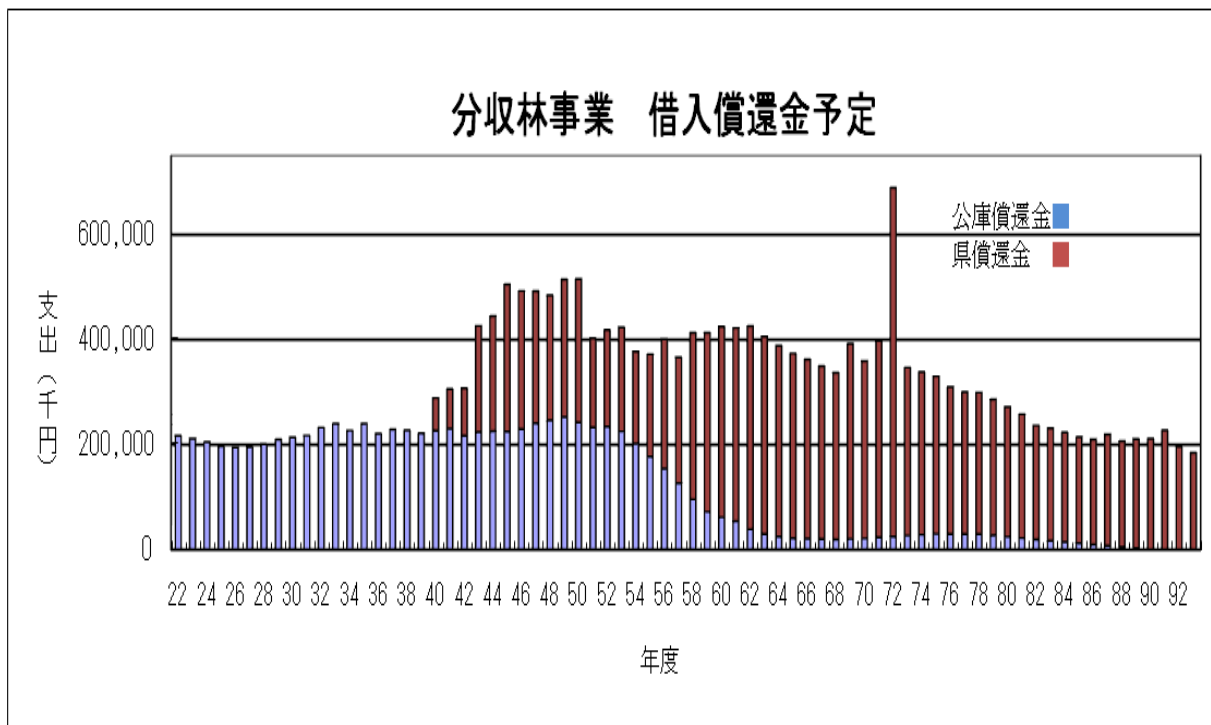
第2 課題

公社の事業スキームは森林蓄積量の増加と木材価格の上昇によって、借入利息を上回る投資利回りを確保して成り立つものである。今後の事業展開についてはタイムスパンが長過ぎて予測困難ではあるが、木材価格は昭和55年をピークに長年低下を続けており、現段階では事業スキームは成り立たなくなってきている。

1 累積債務

公社の平成21年度末の日本政策金融公庫借入金残高は49億1,500万円、県無利子借入金残高は114億8,800万円で合計164億300万円である。公庫への今後の支払い利息合計は27億3,400万円が見込まれている。公庫借入金は今元利償還中であり、県借入金の償還は平成40年度から始まる。

一方、当面は伐採収入による償還は見込めず、毎年度の公庫償還金は県の無利子借入金に振り替わっており、借入金残高が累増していく。



2 資産評価

公社の平成21年度末貸借対照表上の資産は170億8,600万円であり、うち森林資産は163億4,400万円となっている。また、正味財産は5億1,300万円である。森林資産は簿価であり、取得費用価で計上している。

一方、地方公共団体財政健全化法による第三セクター等の抜本的改革や公益法人制度改革による新法人への移行に当たっては森林資産の時価評価が求められているため、時価評価した場合は簿価を下回り、債務超過となる可能性がある。債務超過額によっては、新法人への移行は厳しいものとなる。

3 公社経営

公社が作成した「第一期分収林経営計画」では、平成27年度までの単年度収支は主・間伐収入だけでは収支バランスがとれず、運営補助金や借入金が必要となり、独立した森林経営は困難が予想される。

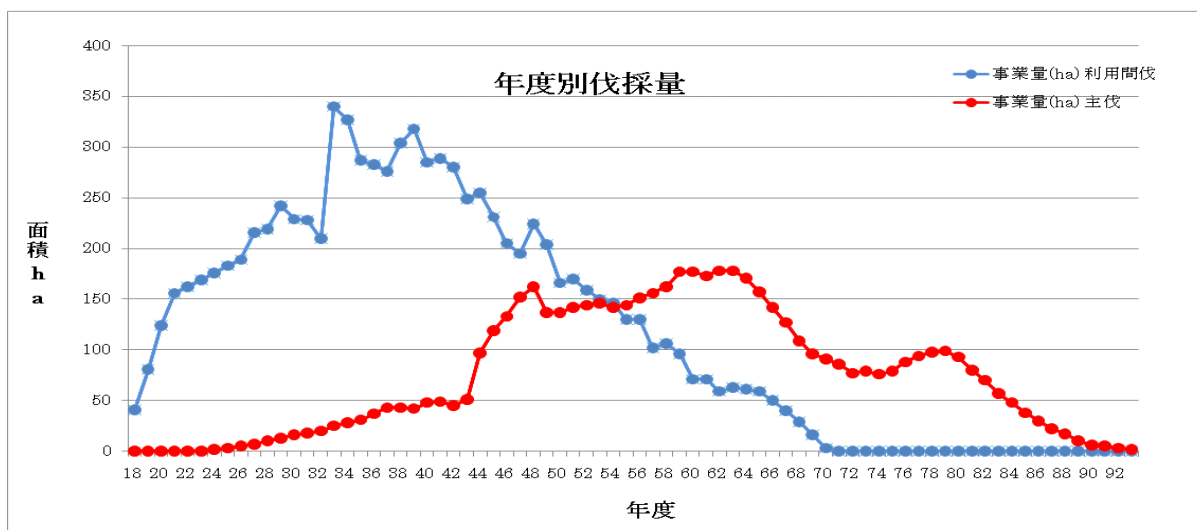
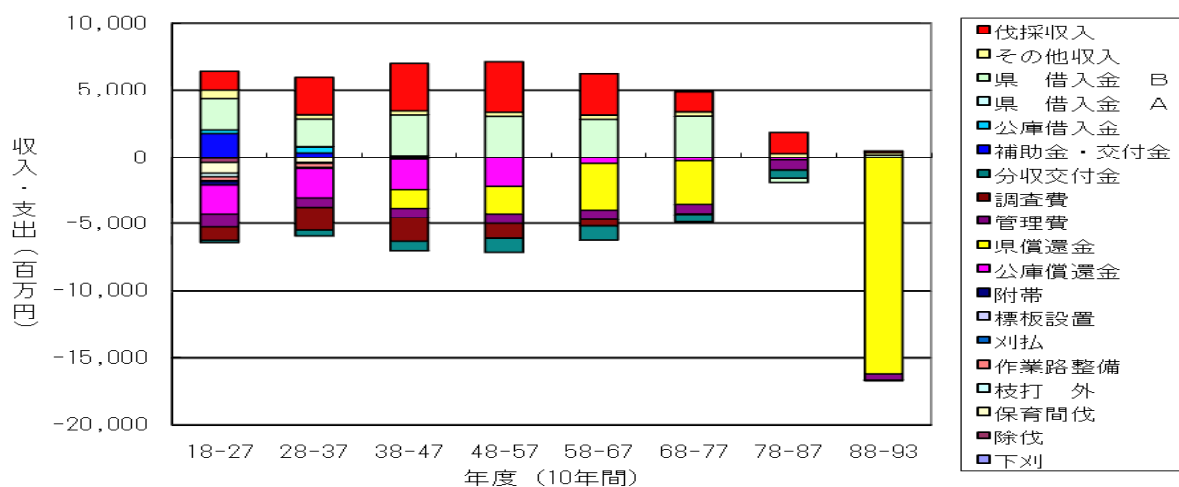
一方、第三セクター等の抜本的改革や新法人への移行には独立した経営が求められることから、単なる赤字補填の公的支援は行うべきでないとしている。

4 長期収支見込み

公社が作成した「第一期分収林経営計画」による長期収支計画（試算）によれば平成18年度から最終年度の平成93年度（2081年）までの収支差が約162億円の赤字となる。これは山元立木価格を2,871円/m³（平成19年）としたもので、収支均衡を図るには14,500円/m³（昭和59年価格相当）にまで回復することが必要になる。

将来予測は困難ではあるが、既往債務の大幅な圧縮か木材価格の大幅な上昇による将来収入の増加がなければ収支均衡を図ることは極めて難しい状況である。

分収林事業 収支(今後の県借入金に伴う県償還金は、最終年度に計上)



第3 公社，県のこれまでの経営改善等

1 公社による取組

昭和41年の公社設立時には既に，木材は原木，製材品とも輸入が完全自由化され，世界経済と為替の影響を直接受ける国際商品となっていた。その中にあっても，国産材価格はおう盛な需要に支えられ，昭和55年までは上昇し続けた。

この昭和55年を境に，円高と需要の頭打ちにより国産材価格は下落へと転じ，長期低落傾向にある。さらには，人件費をはじめとする生産費の上昇により，林業経営の実質収益となる山元立木価格は大幅に下がってきている。

こうした中，公社でも将来の償還財源不足が懸念され，昭和62年には分収造林契約を50年間から60年間に延ばすなど，経営の見直しに着手した。平成9年には分収造林契約の縮小・凍結などを含む経営改善計画を策定した。以降，分収林事業や公社運営全般にわたり，現在まで改善を続けている。しかしながら，債務問題については公社独自の改善努力だけでは，解決は困難である。

公社の経営改善に向けた取組経過

事項	項目	具体的内容
収支の改善	分収割合の見直し	・平成10年度 公社分の割合をこれまでの6割から7割に引き上げ
施業体系の見直し	施業方針及び施業内容の変更	・平成16年度 長伐期施業の導入
		・平成17年度 新規造林凍結
		・平成17年度 保育事業設計単価の見直し
業務見直し	施設管理受託事業の廃止	・平成18.3 県民の森、青少年の森、仙台港多賀城地区緩衝緑地
		・平成21.3 蔵王野鳥の森自然観察センター
管理経費の縮減	組織体制見直し 人件費削減	・平成18.3 県民の森等3管理事務所廃止、役職員25名から16名体制
		・平成21.3 蔵王野鳥の森管理事務所廃止、役職員17名から14名体制
		・平成20.4～ 役員報酬2%、管理職手当5%削減
		・平成21.6～ 役員報酬6%、管理職手当5%、職員給料3～5.5%削減
金利負担軽減対策	日本政策金融公庫資金の繰上償還等	・平成17.2 施業転換資金への借換（利率3.5～6.5→1.6～1.75） 借換額453,700千円 利息軽減額 239,880千円
		・平成19.10 林業基盤整備資金（造林、利率6.3%）の一部償還 償還額65,140千円 利息軽減額124,894千円
情報公開の推進	規程の整備	・平成11.7 情報公開規程施行
	ホームページの作成	・平成18.10～公社概要、業務概要、事業実績、財務状況等を掲載
事務見直し	経理事務助言・指導	・平成20.6～ 新公益法人移行に向けた経理事務顧問の委嘱

2 県による取組

(1) 包括外部監査

平成11年度には，「木材価格が長期的低落傾向にあるため，収穫時の収入が借入金の償還必要額に達しないのではないか。」との指摘を受けた。また，平成17年度には「公庫有利子借入金の早期償還・借換等による利払いの圧縮を行うとともに，森林・林業公社の役割，県貸付金（税金）の用途について情報公開を行い，県民の理解を得ながら宮城県の森林・林業施策全般にわたる見直しを行った上で，公的な森林整備推進機関としての林業公社の役割を検討する必要がある。」とされ，公社において「第一期分収林経営計画」を策定し，ホームページ上

に長期収支見通し等を公開した。

(2) 宮城県公社等外郭団体改革計画

宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例に基づき、県では公社等外郭団体改革計画を策定し、改革に取り組んできた。第一期の計画（平成14年度から17年度まで）では公社は「事務の縮小を行う団体」とされ、施設管理受託事業を順次廃止した。第二期の計画（平成18年度から21年度まで）では「経営改善を働きかける団体」とされた。平成19年度に経営評価委員会から、公社には①第一期分収林経営計画の見直し、②森林資産の時価評価、③木材の有利販売、④管理事業コストの低減の意見があった。

県には①県民への広報と公社指導、②再造林の仕組み作り、③債務の抜本的改善、④国産材普及の意見があった。公社、県ともに、意見を踏まえ、可能なものから取り組み始めている。

(3) 第三セクター等の改革

平成20年6月の総務省通知「第三セクター等の改革について」において、経営が著しく悪化した第三セクター等について、存廃を含めた改革を行うこととしている。このことから県では、宮城県公社等外郭団体経営評価委員会による公社の評価・検討結果を踏まえ、「改革プラン」を策定することとなった。

同委員会の評価・検討に先立ち、公社は、平成21年8月に以下の目標を掲げた経営改善計画書を作成した。

(a) 林業経営方針の見直し

(b) 経営収支の改善

① 収入の確保 ② 事業コストの縮減 ③ 管理経費の縮減

(c) 情報公開の推進

(d) 国等への要請

同委員会においては、公社の経営改善計画書やその他の資料を踏まえて3回の調査・審議を行った。この審議等を経て同年12月、委員会意見が取りまとめられた。

○ 公社等外郭団体経営評価委員会による意見(総論)

『林業公社は、森林の造成が困難な森林所有者に代わって森林を育成し、水源かん養など公益的機能の維持・増進を図る等、県内の森林資源の保全・充実のために主体的な役割を担っており、存在意義は極めて高いものと考えますが、最大の経営課題は、分収造林事業によって生じた債務問題であり、木材価格の低迷等から自助努力による解決も困難な状況にあるため、このままの状況が続けば、多額の債務が返済不能に陥る危険性が高い。

このことから、林業公社の分収林事業に係る債務残高をできる限り圧縮し、将来の負担を軽減するため、直ちに関係機関との検討・調整を行い、あらゆる手段を講じて経営改革に取り組むよう求めるものである。』

第4 改革の道筋

経営評価委員会からは、「最大の課題は債務問題であり、あらゆる手段を講じて改革に取り組むよう」意見があり、この意見を踏まえて、県として今までの経営や事業の見直しに止まらず、抜本的な改革を目指すものである。

改革を先行している他県の事例や想定される改革案を見据えると、精確かつ慎重な検討が必要であり、ロードマップとしての改革プランを作成し、着実に実行に移していくものである。

1 目標工程

林業公社の存廃を含めた抜本的な見直しを平成22年度中に行い、平成25年度までに林業公社は新法人へ移行又は解散する。

趣旨

- 木材価格の長期低落や保育・収穫事業費の高騰を踏まえると有利子の借入金を原資とする森林経営の分収林収益事業モデルは破綻しつつあること。
- 公益法人制度改革による新法人への移行期限と地方公共団体財政健全化法の施行による第三セクター等改革支援の特例措置(改革推進債)の期限が平成25年までであること。
- 新法人への移行に伴う新公益法人会計基準や林業公社貸付金の転貸債同意等基準に対応するため、森林の時価評価が求められている。そのため全国の都道府県と林業公社が協力して総務省、林野庁と協議しつつ、新公益法人会計基準等に適用し得る全国統一の森林資産評価基準を平成22年度内に作成し、平成22年度決算からの導入を目指している。
その適用により、公社の資産債務状況が改めて評価されること。
- 国策で進められた分収造林事業であり、債務問題等は全国の林業公社共通の課題として、様々な機会をとらえ国の支援を要請してきた。その結果、平成20年に総務省、林野庁、5府県による「林業公社の経営対策等に関する検討会」が設置され、平成21年6月に報告書がまとめられた。しかしながら、その中では国の一定の支援の方向性は示されたものの、平成22年度予算では具体策が盛り込まれず、債務問題等に対する国の、今以上の支援策は当面期待できないこと。

2 スケジュール

第1ステージ～宮城県林業公社見直し方針作成～

平成22年度

- 7月 改革プラン策定・「宮城県林業公社の在り方検討会」設置
- 8月 検討課題整理
- 9月 林業公社の在り方・見直し案検討
- 10月 林業公社の在り方・見直し案絞り込み
- 11月 中間(案)作成
- 12月 パブリックコメント
- 1月 見直し方針(案)作成
- 2月 関係機関調整
- 3月 見直し方針決定

第2ステージ～新法人移行・解散準備期間～

平成23年度から24年度まで

見直し方針に沿って新法人移行又は解散のため、関係者・関係機関との調整、
手続準備

第3ステージ～新法人移行又は解散～

平成25年度

4月以降 新法人移行又は解散手続

11月30日 公益法人制度改革による移行期限

3 推進体制

県が公社の設立や運営に中心的に関与し、日本政策金融公庫の借入の損失補償も行っていることを考えると、抜本的対策は県が主体的に行っていくべきものであり、庁内関係各課と公社による「宮城県林業公社の在り方検討会」を設置し、必要に応じて外部の専門家の意見を求めることとする。

平成23年度からは、関係課と公社による連絡調整会議を設けて、見直し方針に沿った準備作業を円滑に進めていく。

4 改革のポイント

○ 県民負担の軽減

有利子債務の償還、改革推進債の活用、森林整備事業等補助金、管理経費、税金など、収支面からの多角的検討を行い、将来の県民負担をできる限り軽減する。

○ 森林の持続的管理

育成途上にある公社の森林は循環型社会，低炭素社会を目指す上で貴重な経済財，環境財であり，次の世代に健全な姿で引き継いでいく。

○ 情報の公開

林業公社の果たしてきた役割と「宮城県林業公社見直し方針」への理解が得られるよう随時議会，県民及び土地所有者に向けて情報公開・説明を行う。

5 想定される改革案

「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知)の処理策検討手順や改革を先行している他県を参考にすると，次のような選択肢が考えられる。

◇想定される改革の選択肢

存廃	内 容	課 題	県損失額	可能性
公社 存続	一般社団法人へ移行	財務強化（債務圧縮・県債権放棄，増資，会費徴収等），自立経営	中	○
	公益社団法人へ移行	財務強化（債務圧縮・県債権放棄，増資，会費徴収等），自立経営 公益性	中	△
	他団体と統合	財務強化（債務圧縮・県債権放棄，増資，会費徴収等），自立経営 相手先	中	△
公社 廃止	地上権契約全面解約	公庫損失補償・県債権放棄， 土地所有者同意	最大	×
	民間へ売却	公庫損失補償・県債権放棄， 相手先	大	×
	県有林化	公庫損失補償・県債権放棄， 県管理経費増	大	○

県損失額：相対比較

可能性：○あり △ありえる ×かなり低い

この中で，可能性の高い次の2案が想定される。

ケース 1：再生新法人へ移行する場合

内 容

- 公社は平成 25 年 11 月末までには新法人へ移行し、引き続き分収林事業を継続し、公的な森林整備のための法人として存続する。

手 法

- 公益法人制度改革関連法に基づく手続きにより一般社団法人又は公益社団法人へ移行する。

メリット

- 公社が存続し、分収林事業が継続することにより、公社有林が適切に管理され、森林資源の充実とともに森林の公益的機能の発揮が図られる。
- 県内唯一の公的森林管理機関が存続することにより、県有林・市町村有林の管理を始め、不在村者の森林の信託管理など新たな森林管理手法の展開が期待される。
- 森林に対する専門知識や技術を有するとともに、森林現況や権利関係など長年にわたる豊富な情報を蓄積している組織体の活用が図れる。

デメリット

- 移行のスキーム如何では将来の公社経営のリスクを県が引き続き持ち続けることになる。

課 題

- 新法人移行の認定・認可に耐えられる財務体質、事業計画及び長期収支見込とする必要がある。
- そのためには、県貸付金の一部を債権放棄することもあり得る。
- 移行後は自立経営が求められるが、収支均衡を図る経営や収入不足の場合の県の支援のあり方が問われる。

先行例： 群馬県で林業公社対策の選択肢の 1 つとして検討中。平成 22 年内に結論。

ケース 2 : 解散する場合

内 容

- 公社は自立経営不可能として解散し、森林は県有林(県行林)として管理していく。

手 法

- 日本政策金融公庫の債務については、県が改革推進債を活用して一括返済する。県貸付金は時価評価した森林資産で代物弁済を受け、不足分は債権放棄する。代物弁済された森林は地上権設定契約を変更し、県行林として管理していく。

メリット

- 公庫借入金一括返済により将来利息分が減少し、将来の県民負担増のリスクが避けられる。
- 県有林と公社有林の一体管理により、スケールメリットが得られる。

デメリット

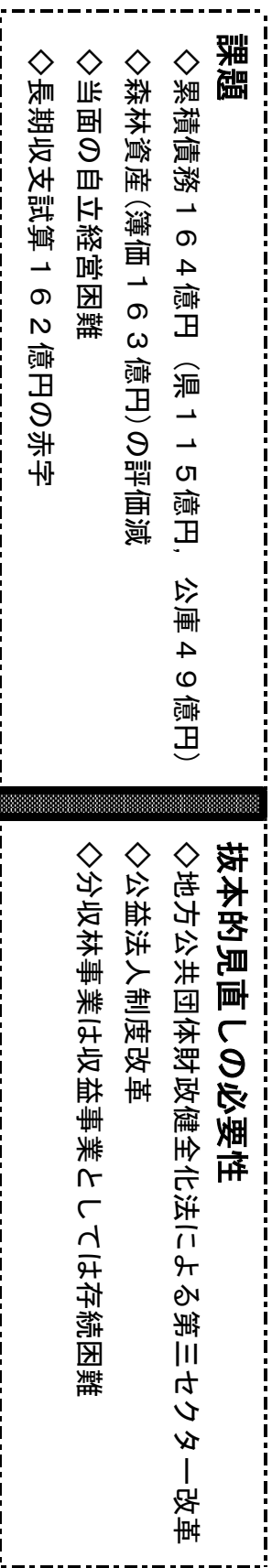
- 一時に多額の債権放棄が必要となる。
- 一時的には県の管理経費増と人員増につながる。
- 県内唯一の公的な森林整備のための法人が無くなってしまう。

課 題

- 起債の償還時に一時的には県支出額が公社存続の場合より増えるおそれがある。
- 公社プロパー職員の処遇をどうするか。
- 倍增する県有林をどう位置付け、どう管理(直営・委託)していくか。
- 代物弁済による消費税課税をどうするか。

先行例：平成 22 年 4 月に解散した「(社)かながわ森林づくり公社」

社団法人宮城県林業公社改革の道筋



林業公社の在り方検討会

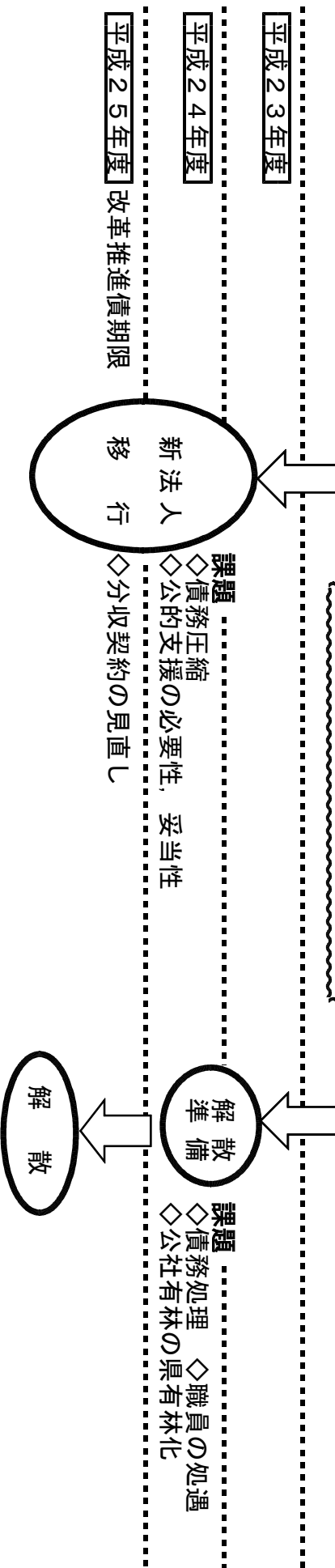
改革のポイント

- ◇ 将来の県民負担の軽減
- ◇ 森林の持続的管理
- ◇ 情報の公開

継続的な経営が可能

継続的な経営が見込めない

林業公社見直し方針



平成25年11月30日 新法人移行期限